

## 選択制DC（企業型DC）とiDeCo（個人型DC）の違い

		選択制DC		iDeCo					
		会社に企業年金制度あり ※1	会社に企業年金制度なし ※1	会社員、法人役員等			公務員	自営業	主婦
会社に企業年金制度なし ※1	企業型DCに加入している会社員、法人役員			・企業型DCと企業年金制度に加入している会社員、法人役員 ・企業年金制度にのみ加入している会社員、法人役員 ※1					
加入	対象者	60歳未満の従業員など		60歳未満の厚生年金被保険者（第2号被保険者）			60歳未満の共済組合員等（第2号被保険者）	60歳未満の第1号被保険者	60歳未満の第3号被保険者
	方法	規約で定めた対象者のうち、加入を希望する者 規約で要件を定めた場合は、規約に基づく		加入は任意 国民年金基金連合会に加入を申し出る					
拠出	拠出者	会社（事業主）※2		加入者本人のみ					
	限度額	27,500円/月	55,000円/月	5,000円以上、1,000円単位			68,000円/月 ※4	23,000円/月	
		23,000円/月	20,000円/月 ※3	12,000円/月 ※3					
納付方法	会社が一括で納付		給料天引き、または口座振替（個人名義）				口座振替（個人名義）		
運営にかかる費用		原則、会社が負担する（規約で定めた場合は、加入者負担も可）		加入者本人が負担する					
運用		加入者本人が行う							
給付		規約に定められた受取方法から選択して受け取る		5年以上20年以下の範囲で指定した期間年金で受け取る、または、一時金として受け取る（年金と一時金の併給もあり）					
受給		原則60歳以降で受給できる		原則60歳以降で受給できる					
運営主体		会社（代表事業主）		国民年金基金連合会					
運営管理機関		会社（代表事業主）が選定する		加入者本人が選択できる					
資産管理機関				国民年金基金連合会（事務委託先金融機関）					

※1 企業年金制度とは、厚生年金基金や確定給付企業年金などを指しています。

※2 会社の拠出する掛金に上乗せして加入者自らが掛金を拠出できること等を労使合意の上、規約ごとに定めることができます。（マッチング制度）

※3 企業型DCが会社にある場合は、企業型の年金規約により個人型の加入を認めた場合のみ、加入が可能です。ただし、従来の企業型の上限金額も減額する必要があります。

※4 国民年金の付加保険料、または国民年金基金の掛金と合算しての金額です。

